

令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合 人事行政の運営等の状況

福井坂井地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例（平成18年条例第4号）第5条の規定に基づき、令和4年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

※一部、令和5年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任用および職員数の状況

(1) 職員の採用の状況

令和4年度の採用はありません。

(2) 退職者数の状況

令和4年度の退職者数の状況は、次の表のとおりです。

定年	勸奨	自己都合	その他	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(3) 再任用の状況

令和4年度の再任用の状況は、次の表のとおりです。

常時勤務	短時間勤務	合計
1人	0人	1人

(4) 部門別職員数の状況

令和4年及び令和5年の4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

区 分 部 門		職員数		増減	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一般行政 部門	総務	10 [0]	10 [0]	0	
	衛生	7 [0]	6 [0]	▲1	
合計		17 [0]	16 [0]	▲1	

(注)〔 〕内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外数です。

(5) 職員の状況

令和5年4月1日現在の職員の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

	構成団体からの派遣				事務組合	合 計
	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町		
職員数	2	2	2	1	9〔0〕	16〔0〕

(注)〔 〕内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和4年度の決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和3年度 の人件費率
令和4年度	2,561,785千円	126,490千円	4.9%	6.1%

(注) 人件費には、特別職職員に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和4年度の決算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和4年度	人 17	千円 68,037	千円 9,264	千円 27,065	千円 104,366	千円 6,139

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和5年4月1日現在における職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次の表のとおりです。

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
事務組合	47.4歳	338,244円	380,175円	372,081円
国	42.4歳	322,487円	—	405,049円

(注) 1 給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況

令和5年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分		事務組合	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	185,200 円
	高校卒	154,900 円	154,600 円

(5) 職員の級別職員数の状況

令和5年4月1日現在における職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	代表的な職名	職員数	構成比
1 級	主事、技師	0 人	0 %
2 級	主事、技師	1 人	6.3 %
3 級	主査	4 人	25.0 %
4 級	副主幹	5 人	31.3 %
5 級	副課長、課長補佐、主幹	3 人	18.8 %
6 級	課長、所長	2 人	12.5 %
7 級	局長、局次長	1 人	6.3 %
8 級	局長、局次長	0 人	0 %
9 級		0 人	0 %

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級で区分した職員数です。

(6) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

令和5年4月1日現在における期末手当・勤勉手当の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事務組合	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度)	1,592千円	—
期末手当支給割合 (令和4年度)	2.4月分	2.4月分
勤勉手当支給割合 (令和4年度)	2.0月分	2.0月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

イ 退職手当

令和5年4月1日現在における退職手当の状況は、次の表のとおりです。

事務組合			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

ウ 地域手当

令和5年4月1日現在における地域手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（令和4年度決算）		217千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		108,500円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
福井市	2名	3%	3%

エ 特殊勤務手当

令和5年4月1日現在における特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（令和4年度決算）		8千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		1,031円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		47.1%
手当の種類（手当数）		4種類
手当の名称	支給対象業務	支給単価
廃棄物処理手当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃棄物を処理する作業（ただし、従事した時間が1日当たり3時間に満たない場合は支給しない）	290円/日
除雪作業手当	次に掲げる除雪又は排雪の作業 ① 道路交通確保のために警報発令下に従事 ② 道路交通確保のために夜間に従事 ③ 建築物等の安全確保のために4時間以上従事	① 450円/日 ②③ 300円/日
用地交渉手当	土地の取得又は土地の取得に伴う物件の移転について、相手方と直接交渉する業務	350円/日
特殊自動車運転手当	除雪又は排雪の作業により大型特殊自動車等を2時間以上運転する作業	750円/日

オ 時間外勤務手当

令和5年4月1日現在における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

令和4年度決算	支給実績	822千円
	職員1人当たり平均支給年額	68,464円
令和3年度決算	支給実績	756千円
	職員1人当たり平均支給年額	58,169円

カ その他の手当

令和5年4月1日現在におけるその他の手当の状況は、次の表のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人あたり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 [月額 47,600 円～104,200 円]	同じ		千円 3,156	円 789,000
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額：配偶者 6,500 円、その他の扶養親族 1 人当たり 6,500～15,000 円]	同じ		千円 1,585	円 226,386
住居手当	賃貸住宅、自宅に居住する職員に支給 [借家借間の場合 ①家賃 27,000 円以下の 場合の月額 家賃額－16,000 円 ②家賃 27,000 円超の場合の月額 (家賃額－27,000 円) ×1/2+11,000 円 (上限 28,000 円)]	同じ		千円 381	円 190,673
通勤手当	通勤のため、交通機関又は交通用具(乗用車等)を利用している職員に支給 [(1) 公共交通機関を利用する場合 運賃等相当額 55,000 円までは全額支給 (2) 交通用具を使用する場合 使用距離等に応じ 2,000 円以上を支給 上限 31,600 円 (3) 公共交通機関と交通用具	異なる	公共交通機関と交通用具を併用する場合 〈事務組合〉 駐車料金加算あり 〈国〉 駐車料金加算なし	千円 1,895	円 118,425

	具を併用する場合 駐車料金等加算(3,000 円を限度)]				
管理職員 特別勤務 手 当	管理・監督の地位にある職員が 週休日または休日等に勤務し た場合に支給 [1 勤務 4,000 円～12,000 円]	同じ		千円 0	円 0

(7) 特別職の報酬の状況

令和5年4月1日現在における特別職の報酬の状況は、次の表のとおりです。

種 別	区 分	報 酬 額
報 酬	議 長	年額 51,000 円
	副 議 長	年額 45,000 円
	議 員	年額 39,000 円
	監査委員	年額 39,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

令和4年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

(2) 主な休暇及び休業制度の状況

令和4年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

区 分	期 間	取得状況
年次休暇	1年当たり 20 日	取得日数 平均 15.1 日
夏季休暇	5 日以内 (6 月から 10 月までの期間内)	取得日数 平均 4.8 日
病気休暇	90 日以内 ただし、悪性新生物など規則で定める疾病により療 養を要する場合 180 日以内 結核性疾患にかかり長期療養を要する場合 1 年以内	取得者 2 人
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する必要がある場合、連 続する 6 月の期間内において必要と認める期間	取得者 0 人

育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者	0人
------	-------------------	-----	----

- (注) 1 年次休暇については、年単位で付与されるため、令和4年1月1日から令和4年1月31日までの取得状況を記載しています。
- 2 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、令和4年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和4年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	1人	0人	1人

- (注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。
- 2 令和4年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

令和4年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

- (注) 1 懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。
- 2 令和4年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条）。

さらに、次に掲げる義務、禁止及び制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業等の従事制限（法第38条）

サービス規律確保の取り組みの状況

服務規律の確保については、選挙前、年末年始等の機会を捉えて、通知文等により職員に周知徹底を図っています。

また、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員倫理規程（平成13年訓令甲第1号）により、職員が職務に係る倫理の保持に努めるような職場体制を整備しています。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第39条）

令和4年度の職員の研修の主な状況は、次の表のとおりです。

区 分	受講者数	研修名
委託研修	2 人	福井県自治研修所：階層別研修

(2) 人事評価の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければならないとされています。（法第23条の2、第23条の3）

人事評価は、能力主義及び成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。（法第42条）

令和4年度の福利厚生は、次の表のとおりです。

区 分	主な内容	事業費
厚生事業	人間ドック事業、生活習慣病検診 等	255 千円

(2) 安全衛生対策の状況

事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保しなければならないとされています。（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条）

福井坂井地区広域市町村圏事務組合では、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター職員安全衛生管理規則（平成元年規則第1号）、福井坂井地区広域市町村圏事務組合安全衛生管理遵守義務（昭和63年4月1日）、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター安全作業要領（平成3年8月1日）を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の実現に努めています。

(3) 公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中で怪我をしたり、仕事が原因で病気になったりしたときは、原則として公務災害として取り扱われます。

なお、令和4年度中の公務災害発生状況は、次の表のとおりです。

公務災害	通勤災害	合 計
0 件	0 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

本組合が公平委員会の業務を委託している福井県人事委員会から、令和4年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況について、次のとおり報告がありました。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

実績なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

実績なし